

厚生労働大臣
細川 律夫 殿

消費者庁長官
福嶋 浩彦

ニコチンを含有する電子タバコに関する危害防止措置について（依頼）

当職より「消費者庁及び消費者委員会設置法第5条の規定に基づく資料の提出の協力依頼について」（平成22年8月18日消政調第84号）をもって貴職へ行った協力依頼については、「消費者庁及び消費者委員会設置法第5条の規定に基づく資料の提出の協力依頼について（回答）」（平成22年12月9日厚生労働省発薬食1209第76号）により貴職から回答を受けたところです。

貴省のこれまでの取組により、11銘柄の製品全てにおいて霧化された蒸気からニコチンが検出されたこと、この11銘柄の製品については既に市場での販売が中止されていること、また、薬事法に抵触する製品の販売中止や回収等の指導が行われていることから、消費者の安全・安心の確保に関して所要の成果があったものと理解しています。

当庁としては、ニコチンが含まれていることを認識しないまま長期間・繰り返し使用することによって生じる消費者の危害を防止することが重要と考えていることから、薬事法を所管する貴省においては、引き続き下記の措置を徹底いただくよう、よろしく願いいたします。

記

- 1 11銘柄の製品について、引き続き薬事法に基づく監視指導を徹底すること
- 2 11銘柄の製品以外の製品についても、ニコチンが含まれている可能性があることから、薬事法に抵触する製品の販売中止や回収等の指導監督の徹底を図ること
- 3 都道府県と連携し、インターネットなどを利用してニコチンを含有する電子タバコを個人輸入する消費者に対し、その安易な使用を避けるよう、一層の注意喚起を行うこと